預金商品の概要

令和6年9月2日現在

１．商品名(愛称)	・普通預金
２．販売対象	・法人および個人の方
３．期間	・特に期間の定めはありません。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
５．払戻方法	・随時払い戻しできます。
６．利息 （１）適用金利 （２）利払方法 （３）計算方法	 ・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1，000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
７．税金	・個人のお利息には20％(国税15％、地方税5％)の税金(注)がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) (注)平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20．315％(国税15．315％、地方税5％)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
８．手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。
９．付加できる特約事項	・個人のものは「総合口座」の取扱いができます。 ・個人のものはマル優の取扱いができます。
10．中途解約時の取扱い	―――
11．金利情報の入手方法	・金利はホームページまたは窓口へご照会ください。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは本部、リスク管理統括部お客様相談担当（９時～１７時、電話：０４２-９７２-８１７６）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会(電話：０３-３５８１-００３１)、第一東京弁護士会(電話:０３-３５９５-８５８８)、第二東京弁護士会(電話:０３－３５８１－２２４９)、埼玉弁護士会(電話：０４８-７１０-５６６６)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）までお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）または埼玉弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該

	地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13．その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。 ・預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1，000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1，000万円までとその利息が保護されます）

飯能信用金庫